

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第二に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

第二条に次の一項を加える。

3 前項に規定する級別基準職務表の基準となる職務並びに当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第三に定める級別職務区分表に定めるとおりとする。

第三条中「採用された職員」の下に「（次項において「特定任期付職員」という。）」を加え、同条の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	

- 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給
- 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給
- 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給
- 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給
- 第五条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第五」を「別表第六」改める。
- 附則第八項及び第九項中「別表第三」を「別表第四」に改める。
- 別表第一を次のように改める。

117			300,700								
118			300,900								
119			301,200								
120			301,500								
121			301,900								
122			302,100								
123			302,400								
124			302,700								
125			303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、第三条第一項及び第十五条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

別表第五を別表第六とする。

別表第四の備考中「別表第三」を「別表第四」に改め、同表を別表第五とし、別表第三を別表第四とする。

別表第二中

主任 主任 主任 専門員	四 級
-----------------------	--------

を

	四 級
--	--------

に改め、同表を別表第三

とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

下水道企業職給料表級別基準職務表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
基準となる職務	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 二 主任の職務	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務	一 主幹の職務 二 地域機関の担当部長の職務	一 副課長の職務 二 地域機関の副所長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当部長の職務	一 本庁の課長の職務 二 地域機関の長の職務 三 地域機関の困難な業務を分掌する副所長の職務	一 本庁の副部長の職務 二 困難な業務を所掌する地域機関の長の職務	本庁の部局長の職務	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出し及び同条第二項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、第三条の改正規定(同条の表の改正規定を除く。)及び同条に一項を加える改正規定、第五条の改正規定、附則第八項及び第九項の改正規定、別表第五を別表第六とする改正規定、別表第四の改正規定及び同表を別表第五とし、別表第三を別表第四とする改正規定並びに別表第二の改正規定及び同表を別表第三とし、別表第一の次に一表を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。)による改正後の埼玉県下水道局職員給与規程(第四項において「改正後の規程」という。)による規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十七年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。